

規律・裁定委員の選任について

山形県サッカー協会細則第15条第3項に基づき、下記の者を規律・裁定委員に選任したいので理事会に付議します。

- | | |
|----------|--------------------------|
| 規律・裁定委員長 | 伊藤陽介 |
| | 弁護士・元山形東高等学校サッカー部 |
| 規律・裁定委員 | 川越進 |
| | 現山形県規律フェアプレー委員長 |
| 規律・裁定委員 | 結城勝彦 |
| | 前山形県審判委員長・JFA マッチコミッショナー |

山形県サッカー協会細則17条の事務局は以下のとおりとする

事務局：山形県サッカー協会事務局内に置く

事務担当者として、大沼久一氏を指名する

参考

- 1 規律・裁定委員会の活動は平成30年4月1日からとする
- 2 川越進は、現在山形県サッカー協会役員のため平成30年の定期総会後に就任する
- 3 大会要項等には以下の通り記載してください
「本大会において退場を命じられた選手は、自動的に直近の本大会1試合に出場できず、それ以降の処置については山形県サッカー協会規律・裁定委員会において決定する。」
- 4 本委員会は、大会における懲罰関係と、サッカー活動全般に関する諸問題の裁定に関する事務を扱うこととなります

山形県サッカー協会細則抜粋

第15条3 委員長及び委員は、理事会の決議によって選任する

- 4 委員長及び委員は、本協会の理事及び監事を兼ねることができない

第16条 規律・裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第17条 規律・裁定委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く